

3 機構・分掌事務及び職員配置の状況  
(1) 機構・分掌事務

本 庁

ア 機構・分掌の変更

平成23年4月に、軽油引取税の課税事務と不正軽油の調査を一体的に取り組むことを目的として課税部軽油調査課を同部課税指導課に統合するとともに、調査事務の一部を都税事務所に移管した。

平成24年4月に、低迷する個人都民税の徴収率向上を目指して、区市町村ごとに協働で課題を分析し、その対策を検討するため、徴収部個人都民税対策課支援係に企画調整担当係長を設置した。

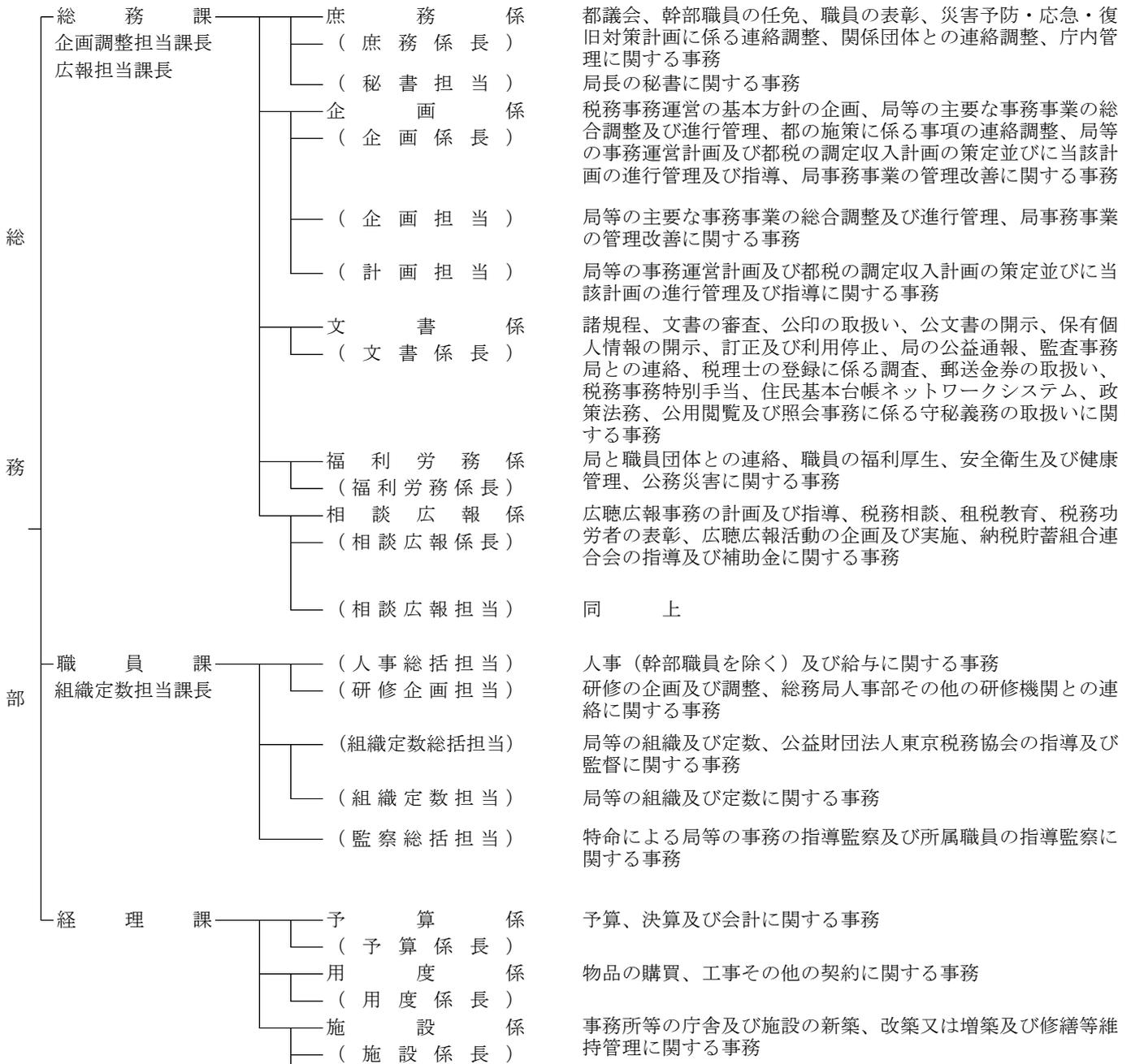
平成25年4月に、自動車税事務所を全面委託することで、これまで自動車税事務所長が担ってきた委託者としての管理監督業務や関係団体との連絡調整などが課税部に集中することになることから、指導機能強化を図るため、課税部に自動車税担当課長を設置した。

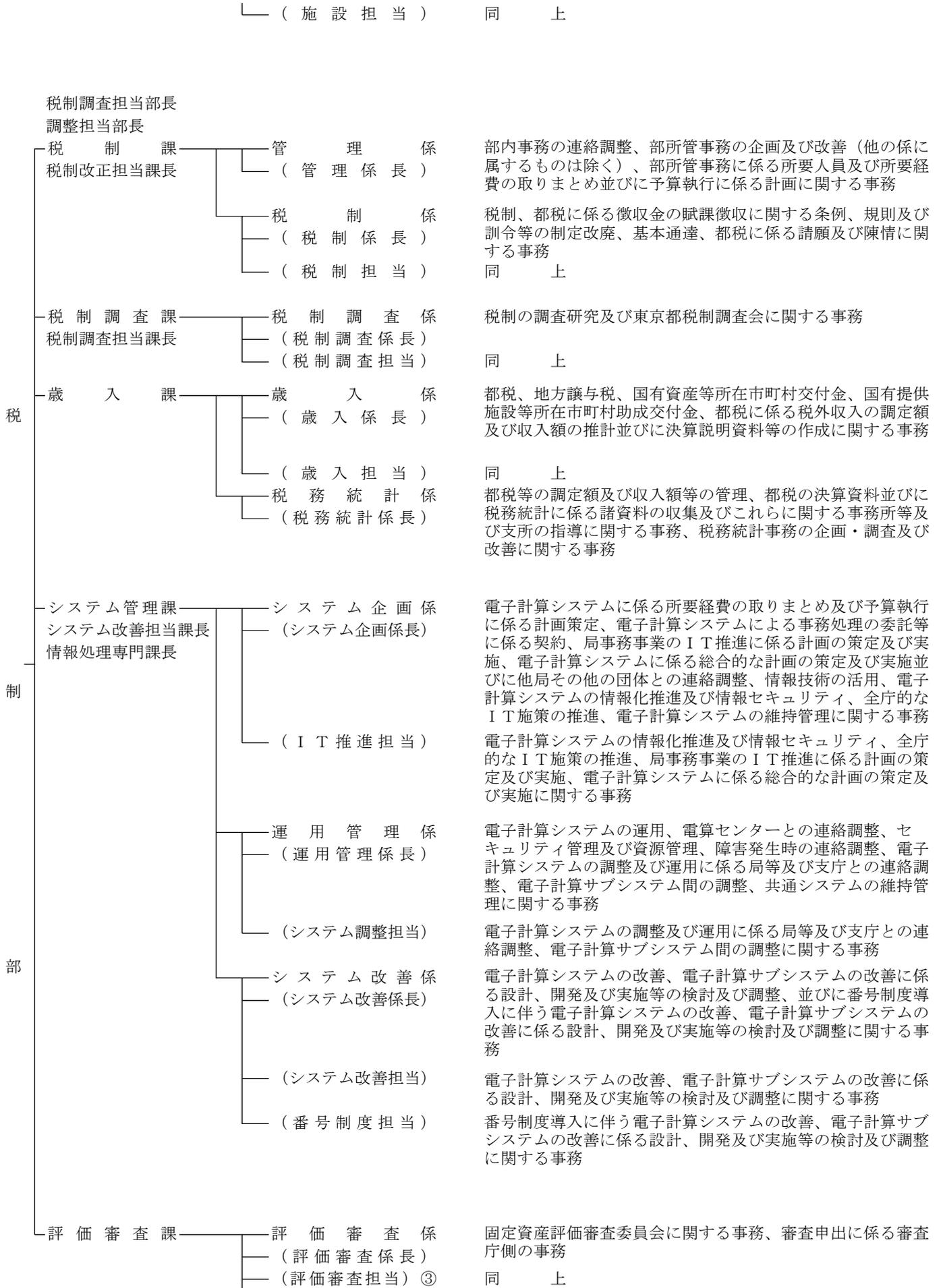
平成26年4月に、社会保障・税番号制度導入に係るTACSSの大規模改修に対応するための執行体制を強化し、システム改修全般を総括するため、税制部システム管理課に番号制度担当係長を設置した。

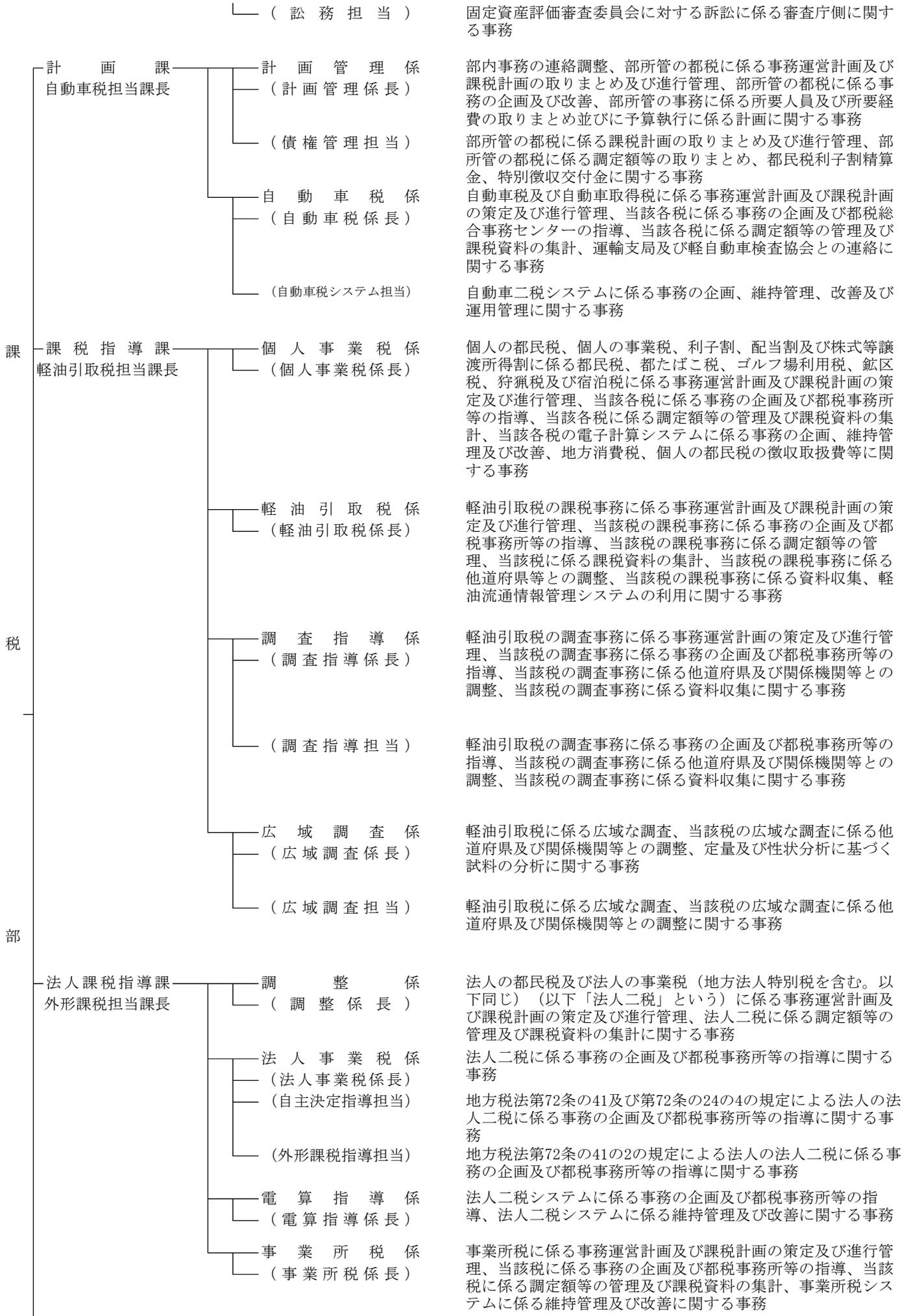
平成27年4月に、「手作業」「紙図面」で行っている土地評価業務をシステム化する固定資産G I Sの導入を検討するため、資産税部にGIS推進担当課長、同部固定資産評価課に課長代理（GIS推進担当）を設置した。

イ 平成27年4月1日現在の機構・分掌事務は、次のとおりである。※（）内は課長代理のポスト名

主税局各部課係分掌事務概要

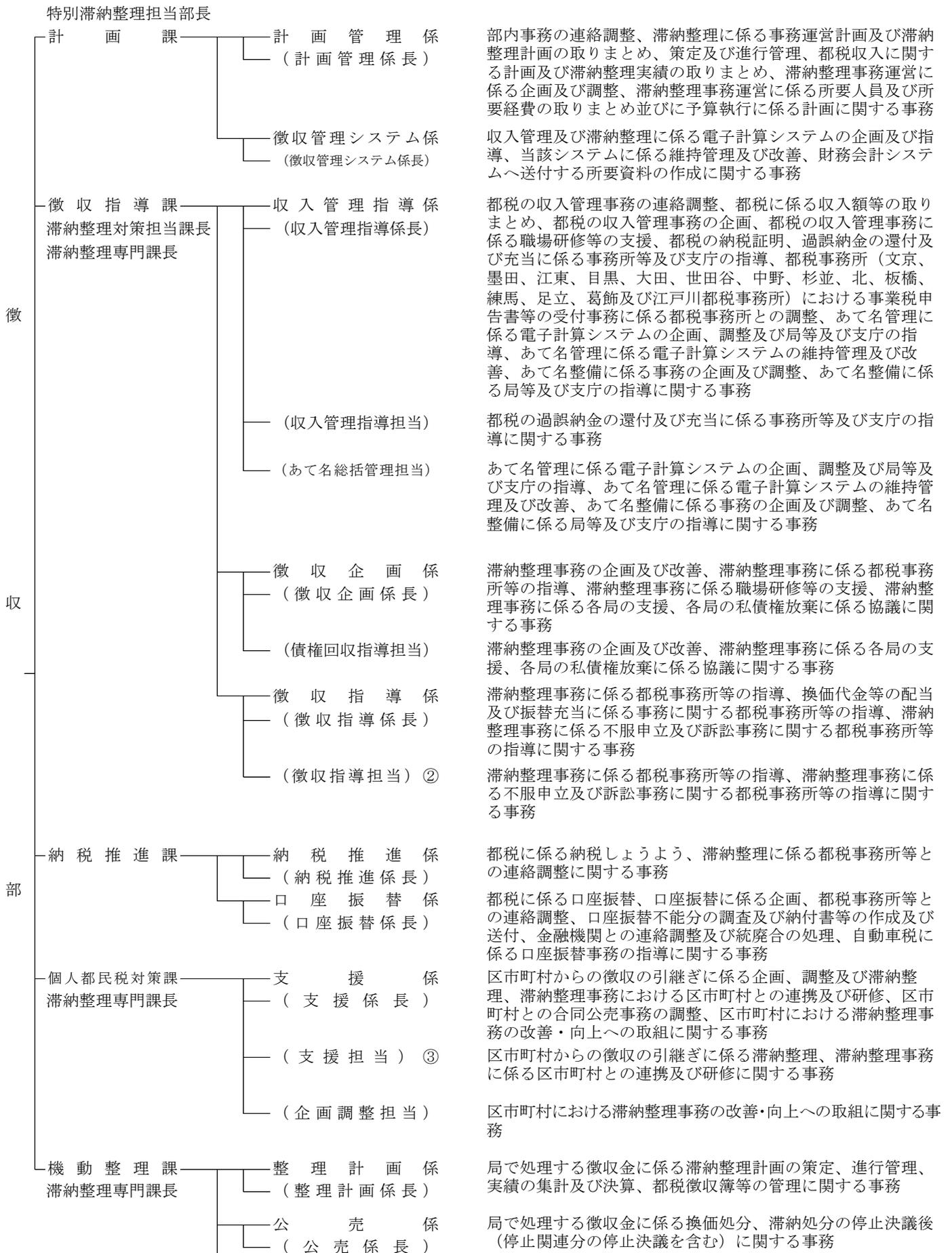


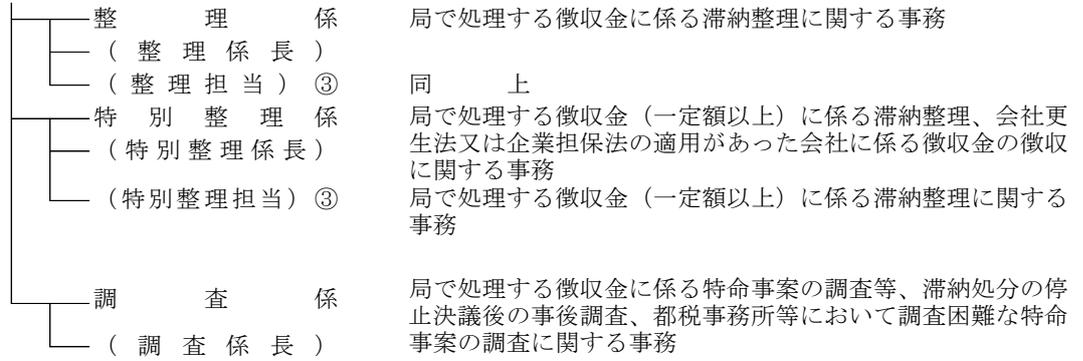




	<p>査 察 課</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>査察調査第一係 (査察調査第一係長)</li> <li>(査察調査担当) ②</li> <li>査察調査第二係 (査察調査第二係長)</li> <li>(査察調査担当)</li> </ul>	<p>都税の犯則取締りに係る実施計画の策定及び進行管理、犯則情報の収集、分析及び整備保管、都税の犯則取締りに関する調査及び処分に関する事務 都税の犯則取締りに関する調査及び処分に関する事務 同 上 同 上</p>
<p>資 産</p>	<p>計 画 課 審査申出担当課長</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>計 画 管 理 係 (計画管理係長)</li> <li>減 免 指 導 係 (減免指導係長)</li> <li>評 価 特 別 対 策 係 (評価特別対策係長)</li> <li>(評価特別対策担当) ③</li> </ul>	<p>部内事務の連絡調整、部所管の都税に係る事務運営計画及び課税計画の取りまとめ及び進行管理、部所管の都税に係る事務の企画及び改善、部所管の事務に係る所要人員及び所要経費の取りまとめ並びに予算執行に係る計画に関する事務 部所管の都税に係る減免及び課税免除並びにこれらに関する事務運営計画の策定及び都税事務所等の指導に関する事務 審査の申出に係る弁明書作成等の事務運営計画の策定及び都税事務所等の指導、審査申出に係る評価庁側に関する事務、固定資産税及び都市計画税に係る審査請求及び訴訟に関する事務 同 上</p>
<p>税 部</p>	<p>固定資産税課</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>固 定 資 産 税 係 (固定資産税係長)</li> <li>( 交 納 付 金 担 当 )</li> <li>電 算 指 導 係 (電算指導係長)</li> <li>不 動 産 取 得 税 係 (不動産取得税係長)</li> </ul>	<p>固定資産税及び都市計画税の課税事務に係る事務運営計画の策定及び進行管理、当該各税に係る都税事務所の指導、当該各税に係る課税資料の集計、部所管の都税に係る窓口事務等の企画及び都税事務所の指導、部所管の都税に係る調定額等の管理並びに課税実績等の集計及び諸統計、国有資産等所在市町村交付金等に係る事務運営計画の策定及び進行管理、対象資産の調査、評価及び交付請求、国有提供施設等所在市町村助成交付金に関する事務 国有資産等所在市町村交付金等に係る事務運営計画の策定及び進行管理、対象資産の調査、評価及び交付請求、国有提供施設等所在市町村助成交付金に関する事務 部所管の都税の電子計算システムに係る事務の企画及び事務運営計画の策定、当該システムに係る都税事務所の指導、当該システムの維持管理に関する事務 不動産取得税及び特別土地保有税の課税事務に係る事務運営計画の策定及び進行管理、当該各税に係る都税事務所等の指導、当該各税に係る課税資料の集計、当該各税に係る訟務事務、特別土地保有税の調査に関する事務</p>
	<p>固定資産評価課 GIS推進担当課長 資産評価専門課長⑮</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>家 屋 係 (家屋係長)</li> <li>土 地 係 (土地係長)</li> <li>(土地評価指導担当)</li> <li>(GIS推進担当)</li> <li>償 却 資 産 係 (償却資産係長)</li> <li>(償却資産調査担当) ③</li> <li>家 屋 評 価 係 (家屋評価係長)</li> <li>(家屋評価担当) ②</li> </ul>	<p>家屋に係る評価事務の事務運営計画の策定及び進行管理、当該事務に係る都税事務所の指導、評価資料の集計に関する事務 土地に係る評価、認定及び調査事務の事務運営計画の策定及び進行管理、当該事務に係る都税事務所の指導、評価資料の集計、GISの導入に関する事務 土地に係る評価事務のうち、用途地区の区分、状況類似地区の区分、標準宅地の選定、路線価付設及び路線価調整に係る都税事務所の指導に関する事務 GISの導入に関する事務 償却資産に係る固定資産税の課税及び評価事務の事務運営計画の策定及び進行管理、当該税に係る都税事務所の指導、償却資産に係る課税及び評価資料の集計、大規模償却資産の指定及び価格等の決定、地方税法第389条第1項の規定により配分された償却資産の価格等、償却資産に係る電子計算システムに関する事務、特定の償却資産の調査に関する事務 特定の償却資産の調査に関する事務 家屋に係る不動産取得税の課税標準となるべき価格決定のうち局で行うもの、特定の家屋の調査に関する事務 家屋に係る不動産取得税の課税標準となるべき価格決定のうち局で行うもの及び特定の家屋の調査に関する事務</p>

固定資産評価員 固定資産を適正に評価し、かつ都知事が行う価格の決定を補助する事務（なお固定資産評価員の職務を補助させるため、局においては計画課評価特別対策係及び固定資産評価課の職員が、都税事務所においては固定資産税課または固定資産評価課の職員が、それぞれ固定資産評価補助員として兼務している）





## 都 税 事 務 所

### ア 機構・分掌の変更

平成20年4月に、課税部門の事務執行体制の効率化を図るため法人事業税事務をブロック11所（千代田、中央、港、新宿、台東、品川、渋谷、豊島、荒川、八王子、立川）で集中処理することとし、区部14所の法人事業税係を廃止した。また、法人調査係及び事業所税係においてもブロック4所（千代田、中央、港、新宿）に事務を集約する組織再編を行い、より効率的な執行体制とした。

平成21年4月に、課税部門の事務執行体制の効率化を図るため個人事業税業務をブロック11所（千代田、中央、港、新宿、台東、品川、渋谷、豊島、荒川、八王子、立川）で集中処理することとし、区部14所の個人事業税係を廃止した。また、外形標準課税制度の全件調査終了に伴い、平成21年度以降は適正・公平な課税、徴収確保を目的とする調査を重点的に実施していくことから、千代田都税事務所に専門副参事（法人調査担当）を設置した。

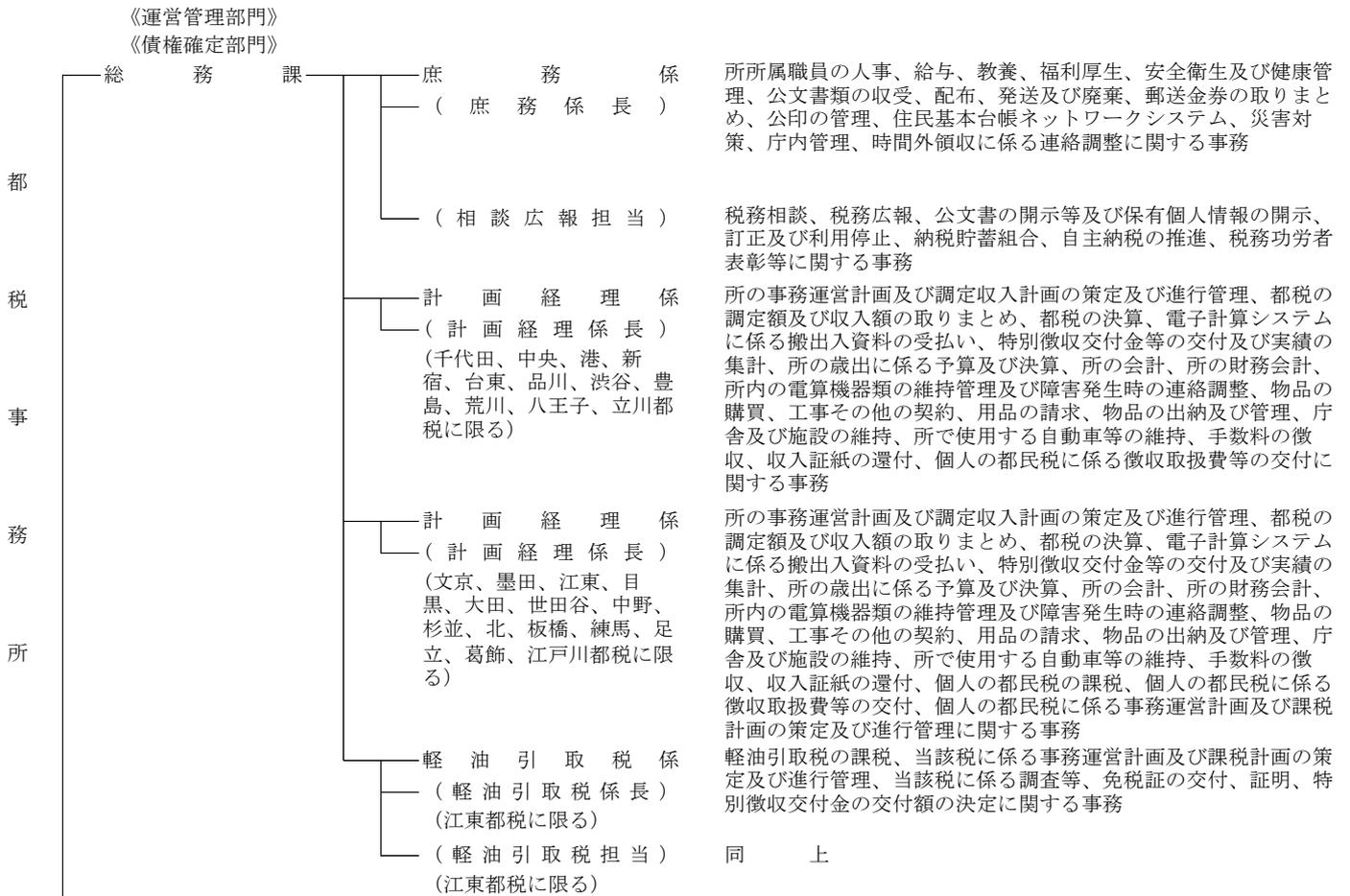
平成22年4月に、区部5都税事務所（大田、世田谷、練馬、足立、江戸川）の納税課について、徴収部門の運用体制を一体化することで執行体制の効率化を図るため、徴収課に統合して一課体制とした。また、法人調査体制の充実のため、新宿都税事務所に専門副参事（法人調査担当）を設置した。

平成23年4月に、専門知識を活かした困難案件の処理及び職員の育成を目的として中央都税事務所に法人調査専門課長を設置した。

平成24年4月に、多摩都税支所4所について、業務実態に合わせ収納調査係を受付相談係へ統合し1係制にするとともに、非常勤職員を活用して窓口事務の円滑化を図るために執行体制の効率化を図った。

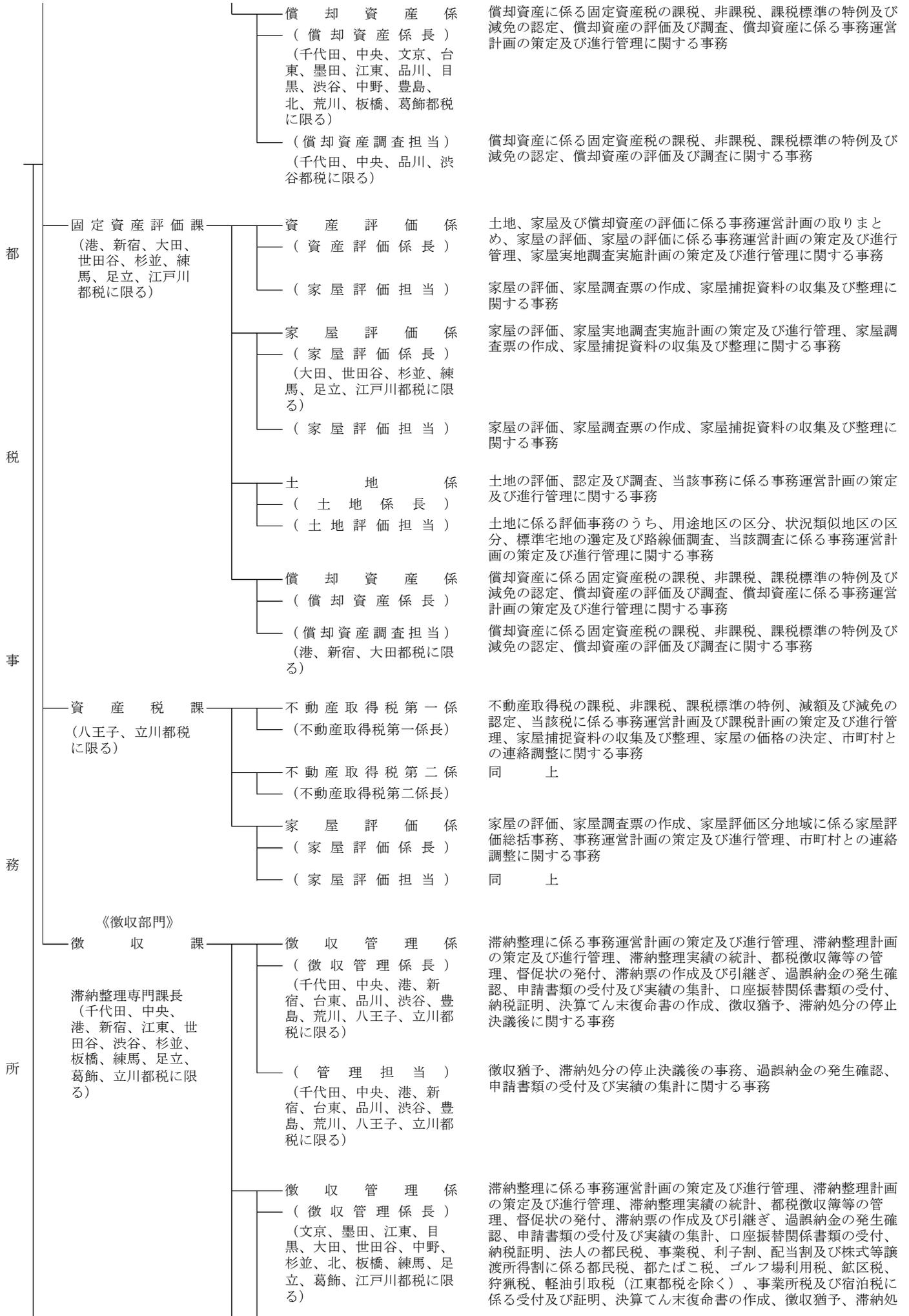
イ 平成27年4月1日現在の機構・分掌事務は、次のとおりである。

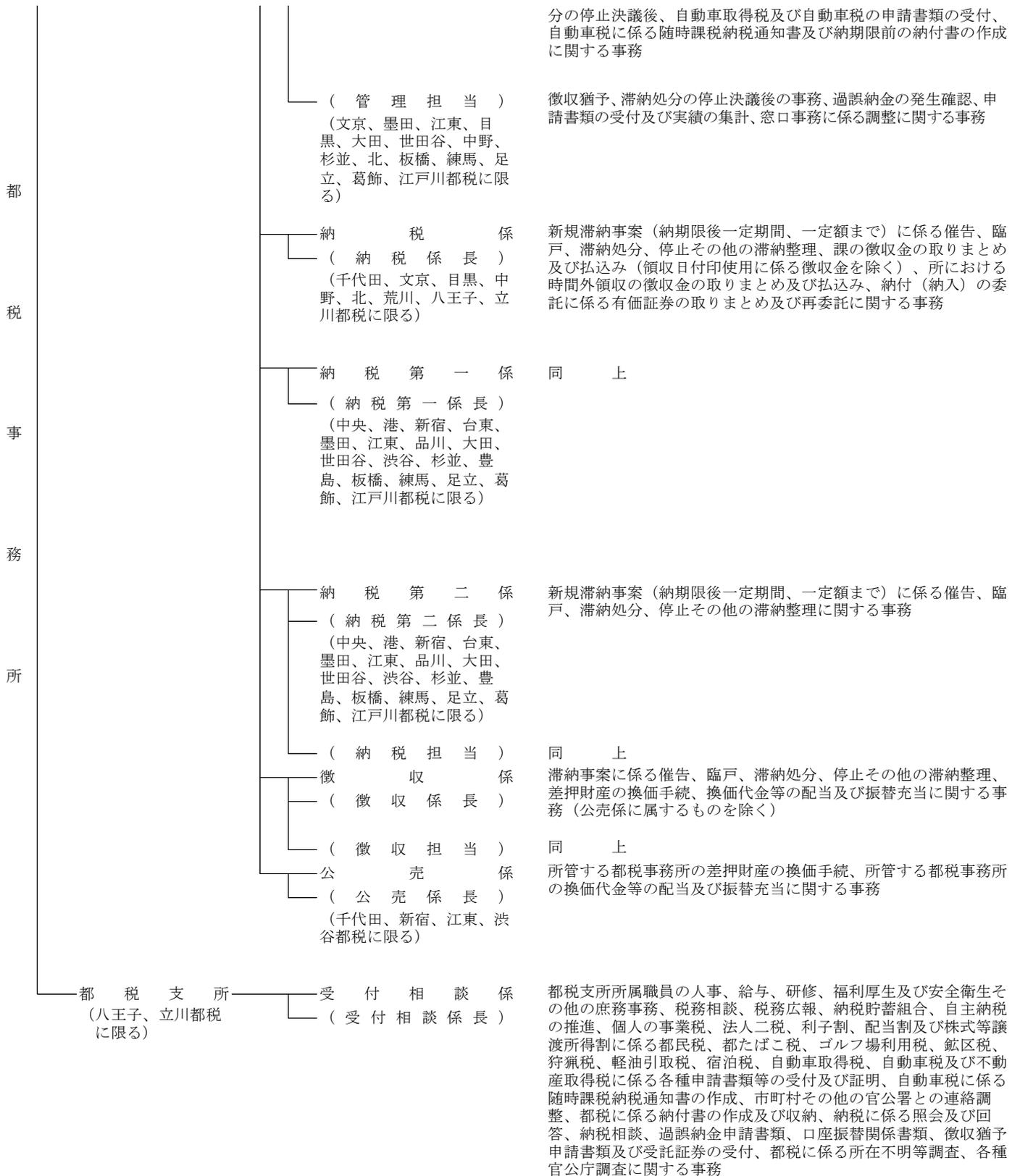
### 都税事務所各課係分掌事務概要



《債権確定部門》			
都	事業税課 (千代田、中央、港、新宿、台東、品川、渋谷、豊島、荒川、八王子、立川都税に限る)	個人事業税係 (個人事業税係長) (千代田都税に限る)	個人の都民税、個人の事業税、利子割、配当割及び株式等譲渡所得割に係る都民税、都たばこ税、ゴルフ場利用税、鉦区税、狩猟税及び宿泊税の課税、当該各税に係る事務運営計画及び課税計画の策定及び進行管理、特別徴収交付金の交付額の決定、個人の都民税に係る徴収取扱費の決定、自動車取得税の申請書類の受付、自動車税に係る申請書類の受付及び随時課税納税通知書等の作成、宿泊税に係る特別徴収義務者等に対する検査及び調査に関する事務
		(宿泊税担当) (千代田都税に限る)	宿泊税の課税、当該税に係る事務運営計画及び課税計画の策定及び進行管理、当該税に係る特別徴収義務者等に対する検査及び調査に関する事務
税		個人事業税係 (個人事業税係長) (中央、港、新宿、台東、品川、渋谷、豊島、荒川、八王子、立川都税に限る)	個人の都民税、個人の事業税、利子割、配当割及び株式等譲渡所得割に係る都民税(中央都税を除く)、都たばこ税、ゴルフ場利用税、鉦区税及び狩猟税の課税、当該各税に係る事務運営計画及び課税計画の策定及び進行管理、特別徴収交付金の交付額の決定、個人の都民税に係る徴収取扱費の決定、自動車取得税の申請書類の受付、自動車税に係る申請書類の受付及び随時課税納税通知書等の作成、宿泊税の申告受付に関する事務
		都民税利子割係 (都民税利子割係長) (中央都税に限る)	利子割、配当割及び株式等譲渡所得割に係る都民税の課税、当該税の事務運営計画及び課税計画の策定及び進行管理に関する事務
		軽油引取税係 (軽油引取税係長) (中央、港、新宿、立川都税に限る)	軽油引取税の課税、当該税に係る事務運営計画及び課税計画の策定及び進行管理、当該税に係る調査、免税証の交付、特別徴収交付金の交付額の決定に関する事務
		(軽油引取税担当) (中央、港、新宿、立川都税に限る)	同上
事		法人事業税係 (法人事業税係長) (荒川都税に限る)	法人二税の課税及び事業所税の申告受付、法人二税に係る事務運営計画及び課税計画の策定及び進行管理、法人二税に係る調査等に関する事務
		法人事業税第一係 (法人事業税第一係長) (台東、品川、渋谷、豊島都税に限る)	同上
		法人事業税第二係 (法人事業税第二係長) (台東、品川、渋谷、豊島都税に限る)	同上
務		法人事業税第三係 (法人事業税第三係長) (渋谷都税に限る)	同上
		法人事業税係 (法人事業税係長) (八王子、立川都税に限る)	法人二税の課税、当該各税に係る事務運営計画及び課税計画の策定及び進行管理、当該各税に係る調査等に関する事務
		法人調査係 (法人調査係長) (立川都税に限る)	ブロック内の外形課税法人その他の自主決定法人の法人二税に係る調査事務の事務運営計画の策定及び進行管理、当該各税に係る調査、ブロック内都税事務所との連絡調整に関する事務
所		(法人調査担当) (立川都税に限る)	ブロック内の外形課税法人その他の自主決定法人の法人二税に係る調査、ブロック内都税事務所との連絡調整に関する事務
		事業所税第一係 (事業所税第一係長) (千代田、中央、港、新宿都税に限る)	事業所税の課税及び調査等、当該税に係る事務運営計画及び課税計画の策定及び進行管理に関する事務
		事業所税第二係 (事業所税第二係長) (千代田、中央、港、新宿都税に限る)	同上
		(事業所税調査担当) (千代田、中央、港、新宿都税に限る)	事業所税の課税及び調査等、当該税に係る事務運営計画の策定及び進行管理に関する事務

都 税	法人事業税課 (千代田、中央、 港、新宿都税に限 る)	法人事業税第一係 (法人事業税第一係長) (千代田、中央、新宿都税 に限る)	法人二税の課税、当該各税に係る事務運営計画及び課税計画の策 定及び進行管理、当該各税に係る調査等に関する事務	
		法人事業税第二係 (法人事業税第二係長) (千代田、中央、新宿都税 に限る)	同 上	
	法人調査専門課長 (千代田、中央、 港、新宿都税に限 る)	法人事業税第三係 (法人事業税第三係長) (中央都税に限る)	同 上	
		法人事業税第一係 (法人事業税第一係長) (港都税に限る)	法人二税の課税、当該各税に係る事務運営計画及び課税計画の策 定及び進行管理、当該各税に係る調査等、東京開業ワンストップ センターにおける外国法人等に係る相談・受付に関する事務	
		法人事業税第二係 (法人事業税第二係長) (港都税に限る)	同 上	
		法人調査第一係 (法人調査第一係長)	ブロック内の外形課税法人その他の自主決定法人の法人二税に係 る調査事務の事務運営計画の策定及び進行管理、当該各税に係る 調査、ブロック内都税事務所との連絡調整に関する事務	
		法人調査第二係 (法人調査第二係長) (法人調査担当)	同 上	
			ブロック内の外形課税法人その他の自主決定法人の法人二税に係 る調査、ブロック内都税事務所との連絡調整に関する事務	
	事 務 所	固定資産税課 (区部の都税)	固定資産税係 (固定資産税係長)	不動産取得税、固定資産税、特別土地保有税及び都市計画税の課 税事務に係る事務運営計画及び課税計画の策定、取りまとめ及び 進行管理、当該各税の窓口事務及び証明、土地及び家屋に係る固 定資産税及び都市計画税の課税、非課税、課税標準の特例及び減 免の認定に関する事務
			(固定資産税担当) (港、新宿、江東、品川、 大田、世田谷、渋谷、杉 並、板橋、練馬、足立、葛 飾、江戸川都税に限る)	土地及び家屋に係る固定資産税及び都市計画税の課税、非課税、 課税標準の特例及び減免の認定、当該各税に係る事務運営計画及 び課税計画の策定及び進行管理に関する事務
		不動産取得税係 (不動産取得税係長)	不動産取得税及び特別土地保有税の課税、非課税、課税標準の特 例及び減免の認定、不動産取得税に係る事務運営計画の策定及び 進行管理に関する事務	
		資産評価係 (資産評価係長) (千代田、中央、文京、台 東、墨田、江東、品川、目 黒、渋谷、中野、豊島、 北、荒川、板橋、葛飾都税 に限る)	土地、家屋及び償却資産の評価に係る事務運営計画の取りまと め、家屋の評価、家屋の評価に係る事務運営計画の策定及び進行 管理、家屋実地調査実施計画の策定及び進行管理に関する事務	
		(家屋評価担当) (千代田、中央、文京、台 東、墨田、江東、品川、目 黒、渋谷、中野、豊島、 北、荒川、板橋、葛飾都税 に限る)	家屋の評価、家屋調査票の作成、家屋捕捉資料の収集及び整理に 関する事務	
		土地係 (土地係長) (千代田、中央、文京、台 東、墨田、江東、品川、目 黒、渋谷、中野、豊島、 北、荒川、板橋、葛飾都税 に限る)	土地の評価、認定及び調査、当該事務に係る事務運営計画の策定 及び進行管理に関する事務	
		(土地評価担当) (千代田、中央、文京、台 東、墨田、江東、品川、目 黒、渋谷、中野、豊島、 北、荒川、板橋、葛飾都税 に限る)	土地に係る評価事務のうち、用途地区の区分、状況類似地区の区 分、標準宅地の選定及び路線価調査、当該調査に係る事務運営計 画の策定及び進行管理に関する事務	





**都税総合事務センター**

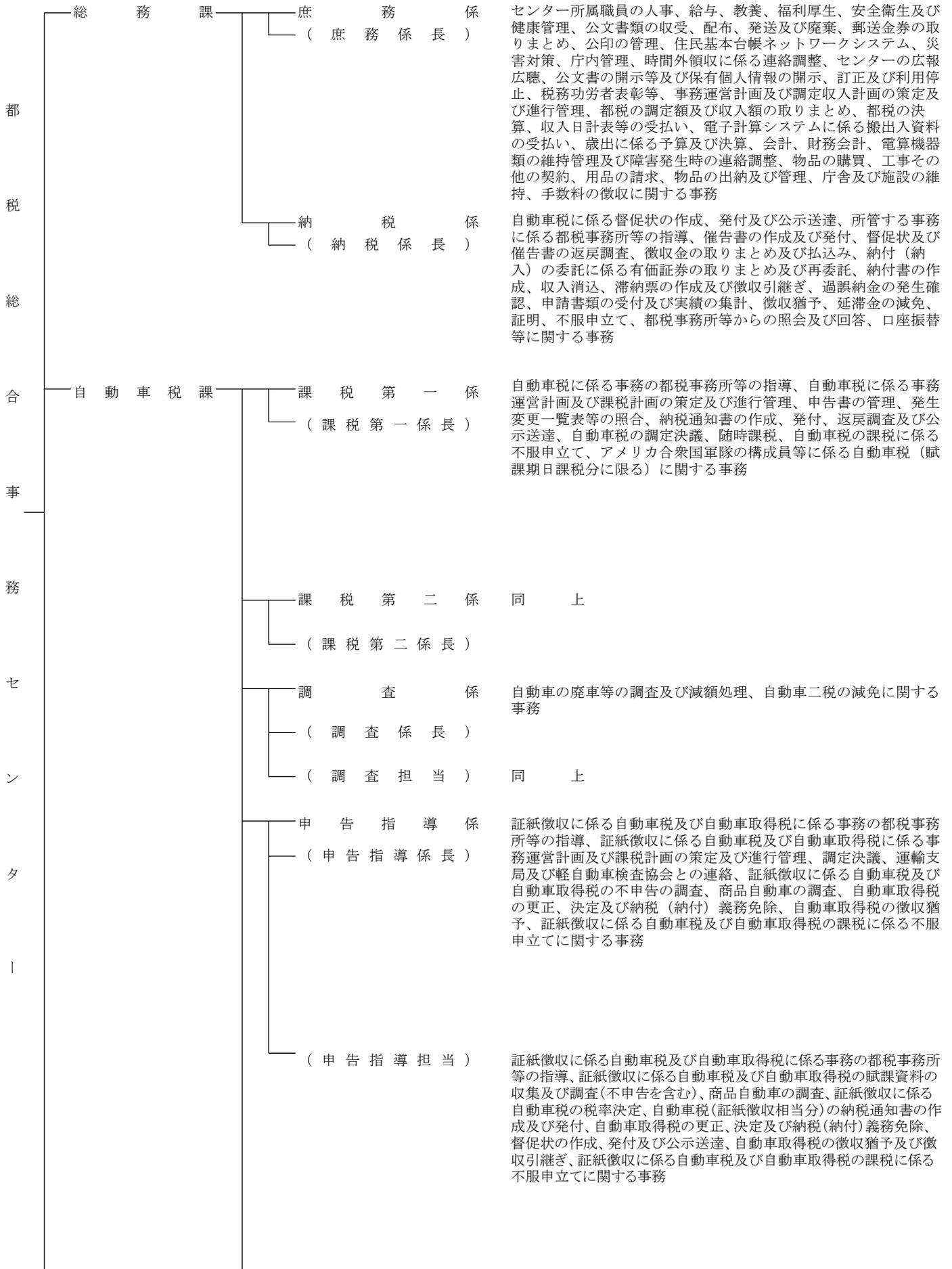
ア 機構・分掌の変更

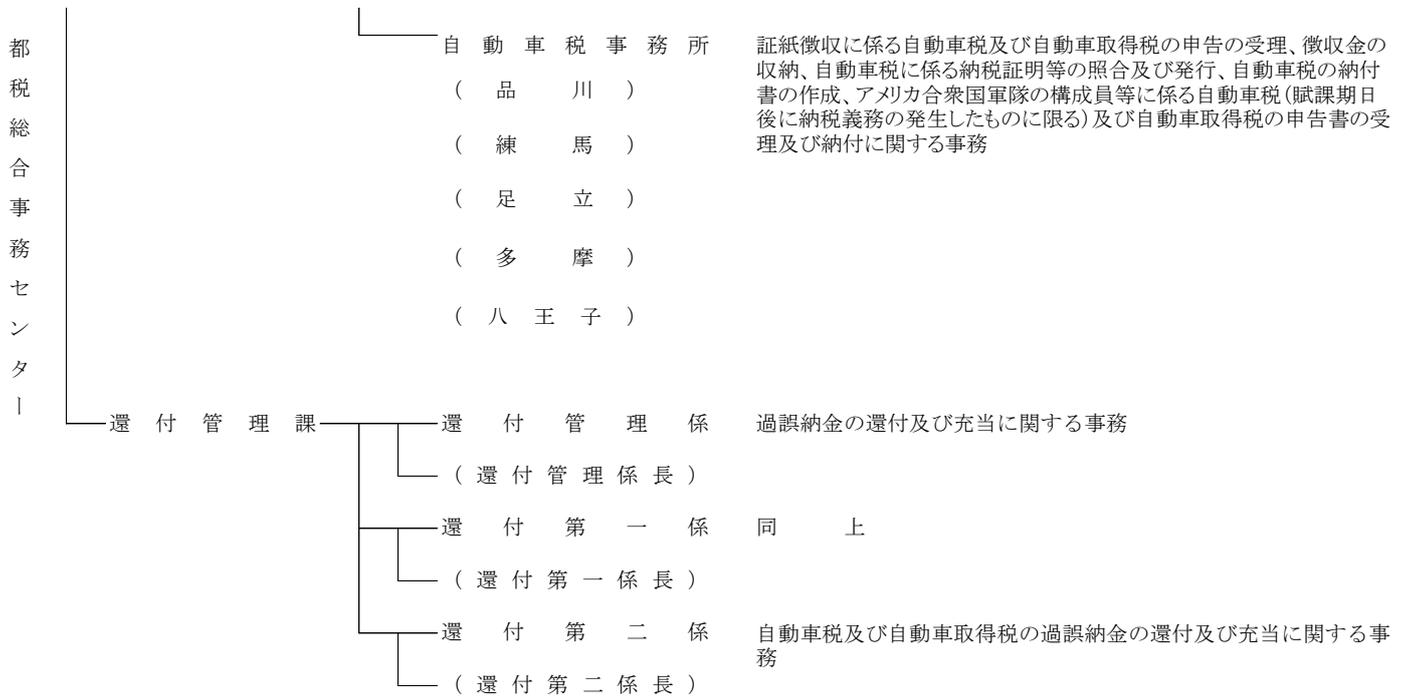
平成19年4月に、自動車税及び自動車取得税に関する納税者への説明責任を明確にし、わかりやすい窓口対応を確保するため、自動車税を所管する自動車税総合事務所及び自動車取得税を所管する自動車税事務所を統合し、都税総合事務センターを新設した。また、徴収部都税還付管理室で行っていた過誤納金の還付又は充当事務及び口座振替事務の安定稼働が図られたため、都税総合事務センターの設置に伴って本庁組織内での運用を終了し、同組織を都税総合事務センター還付管理課に再編した。

平成25年4月に、(公財)東京税務協会への自動車税事務所の委託を拡大するとともに、都税総合事務センター自動車税課に新たに申告指導係を設置し、5つの自動車税事務所の調査業務を集約することとした。

イ 平成27年4月1日現在の機構・分掌事務は、次のとおりである。

都税総合事務センター各課係分掌事務概要





## 支 庁

平成27年4月1日現在の機構・分掌事務は、次のとおりである。

### 支庁の税務担当課係分掌事務概要

支 庁 名	税務担当課係	分 掌 事 務	備 考
大 島	総務課税務係	都税の賦課徴収及び犯則取締りに関する事務	
三 宅	総務課行政係	同 上	左の分掌事務の他に各種選挙、村その他の公共団体の行政一般に関する事務を併せて担当している。
八 丈	総務課税務係	同 上	
小 笠 原	総務課行政係	同 上	左の分掌事務の他に各種選挙、村その他の公共団体の行政一般に関する事務を併せて担当している。